

第6回 平安時代の政治・経済

1. 平安京

不要の官人の削減、兵役の軽減を行った光仁天皇が死亡した後、**桓武天皇**が即位した。桓武は、奈良時代にみられた仏教政治を改め、人心の刷新を図るため、遷都を実行した。784年、藤原種継の勧めに従い、山背国乙訓郡**長岡**に遷都した。しかし、翌年種継は暗殺された。事件の背景には、大伴・佐伯氏らとの対立、さらに種継と皇太弟早良親王との対立があったといわれる。長岡京は、事件後も都として使われていたが、天皇の側近者の死亡や疫病の流行などが相次ぎ、再び遷都が計画された。そこで、794年、山背国葛野郡宇太に遷都が行われた。この都を**平安京**という。平安京は、唐の長安を模倣して作られた都で、東西4.5km、南北5.3kmあり、朱雀大路を中心に右京・左京に分けられる。仏教勢力との関係を断つという考えは継続され、この都でも寺院として認められたのは、東寺・西寺のみである。この都はまた、未完成の都でもあった。右京一帯は、桂川の湿地帯で、生活するには適していなかった。そのため、右京は早くから衰えた。

2. 桓武朝

桓武天皇の政治は、令制の再建をめざすものであった。その第1は、地方政治の刷新であった。地方政治は、中央から派遣される国司と世襲された郡司に担われていた。律令体制が次第に動揺し始めると、国司の勤務状態が悪化し始めてきた。そこで、これを防ぐために政府は**勘解由使**を置いた。勘解由使とは、新任の国司が、前任者の勤務状態を調べ、不正がなかったことを証明する解由状の受け取りを監督する役人のことである。解由状には、租税・官物の取扱いに不正がなかったかを証明する内容が記されていた。

◆官物一律令の租の系譜を引くもので、反別に主に米で賦課された。

第2に、従来の軍団兵士制を改め、792年健児の制に変えた。兵士制を改めたといっても、東北（陸奥・出羽・佐渡）や大宰府は、従来のままであったから、これら以外の諸国は主に郡司の子弟から集めた健児に任せることとなっただけである。

第3に、公民の負担軽減策を実施した。それは、①795年の雑徭の半減、②801年の口分田班給の倍加（12年1班）などであった。

第4に、蝦夷征討の継続がある。^{これはるのあざまろ}伊治皆麻呂の乱で多賀城が落とされ、その後788年から2度にわたり征討がなされた。797～804年にかけて3度目の征討が、征夷大将軍**坂上田村麻呂**により実施された。田村麻呂は、802年には胆沢城を築き、多賀城にあった鎮守府を移し、翌803年、志波城を築いた。

しかし、蝦夷征討は805年に中止される。この年、朝廷内部では**徳政相論**が起きたからである。藤原緒嗣と菅野真道が論争し、**軍事=蝦夷征討**と**造作=平安京造営**が中止された

からである。但し、蝦夷征討は、その後、嵯峨天皇の時、811年に文室綿麻呂が征夷大將軍として派遣されている。さらに、878年、秋田城で反乱が起こり、藤原保則ふじわらのやすのりが、派遣された。

第5に、調庸の未進や粗悪化が表面化し、緊縮財政政策が採用された。皇族のうち姓を与えられて下った賦姓皇族（桓武平氏・清和源氏・嵯峨源氏）が増加した。

3. 平城朝から嵯峨朝へ（令外官）

桓武天皇が806年に死亡し、平城天皇が即位した。平城朝は、官吏・官人の整理統合を行い、財政負担を軽減する政策を実施した。しかし、病弱だった平城は3年間で退位し、弟の嵯峨天皇が即位した。上皇となった平城は、810年藤原式家の種継の娘薬子とその兄仲成と謀り、平城の重祚と平城京への遷都を計画した。薬子の変である。事件は失敗に終わり、仲成は殺害され、薬子は自殺し、平城は出家した。この事件を機会に太政官から漏れてしまう機密を守り、特に重要な文書を司る蔵人が設置された。これには、藤原冬嗣と巨勢野足こせののたりが任命され、後に役所として蔵人所が設置された。

さらに、嵯峨天皇は、檢非違使を置いた。従来、都の警備は五衛府が行っていたが、檢非違使が設置され、次第にその機能が吸収されるようになった。

こうした令制の枠外の官職を総称して令外官という。その代表的なものをあげてみると、文武天皇の時の中納言や聖武天皇の時の参議などがある。嵯峨天皇はまた、藤原冬嗣に命じて820年、弘仁格式を作成させた。格とは律令を補足・修正するもので、式は律令の施行細則である。弘仁格式に続き、清和天皇の時の貞観格式、醍醐天皇の時には延喜格式が作られた。これら3つの格式を総称して三代格式という。なかでも延喜式が最も完備したものとされている。これら三代格式をその内容により分類した『類聚三代格』は、菅原道真によって10世紀半ばに作られた。また、律令についても、条文の解釈を統一するため養老令の官撰注釈書として清原夏野が作成した『令義解』があり、私撰注釈書として惟本直本これものなおもとが作成した『令集解』がある。

4. 北家の台頭

藤原冬嗣が蔵人になって以来、北家の台頭は目覚しくなっていく。冬嗣の子良房は、842年、伴健岑・橘逸勢ともこのわみわ たちばのはやなりは、恒貞親王を擁立し、反乱を計画したという理由で、彼らを処分した。承和の変である。この事件は、淳和天皇が子の恒貞親王がいるにもかかわらず、仁明天皇を即位させたことに原因がある。仁明天皇の代になり、仁明は子の道康親王を皇太子とせず、恒貞親王を皇太子として関係がこじれた。藤原氏はこれを利用し、道康親王のおじである良房が、伴・橘両氏を追放したのである。良房は857年、太政大臣になり、道康親王すなわち、文徳天皇と娘明子が生んだ清和天皇を即位させ、翌年には事実上の摂政

になっている。

866年には**応天門の変**が起きる。大納言伴善男が左大臣みなものまこと源信の失脚を企て、応天門に放火したとされる。事件後、良房は正式に摂政になった。その後、藤原長良の子で良房の養子となった**基経**は、872年摂政となり、887年には正式に関白となった。

888年、**阿衡の紛議**とよばれる事件が起きた。この事件は、宇多天皇が即位後、基経に「よろしく阿衡の任を以て卿の任となせ」と記した勅書を基経に与えたことに原因があった。この勅書について藤原佐世ふじわらのすけよは、中国の古典で「阿衡」とは名前のみの官職であると基経に入れ知恵をした。これを聞いた基経は、約半年間政務につかなかった。このため、宇多天皇はついに折れて勅書を取り消し、橘広相を処分した。

891年、基経の死後、宇多天皇は摂政・関白を置かず、菅原道真をまず蔵人頭に任じ、天皇親政をめざした。宇多は道真を信頼し、醍醐天皇への譲位にあたり道真を重く任せよとの要望を伝えた。これを「**寛平の遺戒**」という。醍醐の代になり、左大臣に藤原時平が、右大臣に菅原道真が任じられた。時平は道真の昇進をねたみ、道真が醍醐の廃位を計画しているという偽りの上奏を行った。醍醐はこれを聞き入れ、道真を大宰府に左遷してしまった。(こういうねたみ、うらみっていうのはまったく恐ろしいですね。でも、社会に出ると、というか、君たちの場合なら社会に入ると、こういうことは良くあることなんですよ。学者の世界でも、「終身教授になれなかった」っていうので、アメリカの大学で銃の乱射事件が起きたことを覚えていますか。私も予備校講師の時に、何度か「死ぬ」と言われていたと後から聞いたたこともあります。男同士のねたみって結構きついですよ)。

5. 延喜・天暦の治

ところで、醍醐・村上天皇の時代を**延喜・天暦の治**とよび、後世この時代を理想視することがなされたが、政治の実態はそのようなものではなかった。この時期に律令体制に基づく政治は崩壊していったと考えて良い。

醍醐天皇の時代、つまり**延喜の治**の実権者は藤原時平であった。時平は、①班田の励行、調庸制や国司制などの律令制再建をめざし、②寺社・貴族によって拡大しつつあった非合法の荘園を整理しようとした。これが**延喜の荘園整理令**である。これは荘園そのものを廃止しようとしたものではなく、一定の統制の下に置こうとしたものである。しかし、三善清行の「**意見封事十二箇条**」に見られるように、税を負担すべき農民が浮浪・逃亡していなくなり、政治は根本から揺らいでいたというべきである。

醍醐天皇の後、即位したのは朱雀天皇であった。この天皇の時、時平の弟、**藤原忠平**が摂政・関白になった。この政権の時に律令制は完全に変質したと考えられている。具体的には土地制度の内容で触れるが、地方政治は国司に一任され、税徴収のあり方も大きく変更された。

次いで、村上天皇の**天暦の治**となる。この政治の時期に皇朝十二銭の最後である**乾元大**

宝が鑄造された。これをあげる以外、具体的な政策の実現はなかったと言って良いだろう。

6. 安和の変

北家による他氏排斥の最後の事件が**安和の変**である。事件は 969 年、藤原氏と結んだ源満仲の密告により起きたものである。醍醐天皇の子で左大臣だった**源高明**らが村上天皇の子為平親王を擁立し、円融天皇を廃位にしようとしているとの密告がなされたのである。このため、源高明は大宰府に左遷された。なお、源高明の著書に『西宮記』がある。

7. 摂関常置

他氏排斥が終わった後、北家内部の争いが開始される。(同じ一族同士の対立の方が激しいバトルになることは必至です。まさに「血で血を洗う戦い」ですね。私たちおじさんは、思わず「内ゲバ」などと口走ってしまいますが、もう通用しない言葉ですね)。

兼通と兼家の兄弟同士の対立が起きた後、関白藤原道隆の子伊周とおじの道長との対立が起きた。こうした対立の結果、藤原道長が勝利する。道長は 995 年、天皇より先に重要書類を見ることができる**内覧**につき、翌年左大臣になった。997 年には娘彰子を一条天皇の中宮としている。ついで、一条の後の天皇になった三条天皇にも娘妍子を中宮に嫁がせている。この間、道長は内覧に止まって摂政になったのは彰子が生んだ孫の後一条天皇が即位してからのことで、1016 年のことである。その摂政職も翌年には息子の頼通に譲っている。そうでありながら、道長のことを「**御堂関白**」というのは、御堂＝**法成寺**を造営したことになんでのことで、道長は関白には就任していない。藤原実資の日記『**小右記**』に道長を「**太閤**」と記したのは、関白の唐名で敬語に過ぎない。頼通は、1017～67 年までの間、摂政・関白として実権を握った。

◆摂政・関白の制度的確立は、藤原基経政権期と考えられている。
藤原兼家が政権を握っていた時期に、①摂関が律令官職を超越した地位になった。②摂関と太政大臣とが分離し、太政大臣が名誉職した。③摂関と氏長者が一体化した。

8. 摂関政治の実態

摂関政治を「政所政治」と理解することは誤りである。(まだ、そんな説明をする先生がいるのでしょうか？でも、大学で「中学校社会科教育法」などという教員養成科目を教えて、この時代の政治を模擬授業でやらせてみると、未だに「政所政治」で教えようとする学生がいるので、びっくりしてしまいます。もし、そういう教え方する先生がいたら、バカにしてもかまいませんよ)。

摂政・関白になるのは、北家の家長であり、**天皇の外戚**(母方の親戚のこと)という関

係を利用して摂政・関白になるのだが、任命権はあくまでも天皇にある。摂政・関白は天皇の政治の代行者ではあるが、政治を行う場所はいくまでも太政官で行われていた。太政官内の近衛の陣（官人の詰め所）で三位以上の公卿が集まり陣^{じんのさだめ}定を行った。ここでは、重大事件に対する天皇と公卿の合議と天皇の決定への参考意見の提示がなされた。しかし、基本的には政治は太政官で行われており、太政官の独占ということはできるが、藤原氏の家政機関である政所で政治が行われていたわけではない。

地方政治は、国司に一任されていたので、儀式・先例を重んじることが重視され、政治は形式化・形骸化していった。だから朝廷内では大祓・賀茂祭。灌仏・七夕・相撲・叙位・除目などの年中行事が発達していったのである。

9. 東アジアの変化

唐の衰退は安史の乱で頂点に達し、907年唐は滅亡した。その直前の894年、菅原道真の建議で遣唐使は中止された。唐の衰退と航海の危険を理由とした上表を宇多天皇は承認した。中国はその後、五代十国の混乱期を経て、宋が建国される。一方、朝鮮は935年、新羅が滅亡し、高麗が建国される。渤海は、遼＝契丹に滅ぼされた。朝廷は、中国からの船の来航を制限したが、宋から博多・平戸・坊津に中国船が入港し、香料・絹織物が輸入品としてもたらされた。遣唐使が中止されたといっても、依然として中国への関心は高く、一般人の渡航は禁止されたが、入宋僧の渡航は許可された。

10. 地方政治の乱れ

（さあ、いよいよ、古代だけでなく、土地制度史の最大の山場になる荘園・公領制の話の第一歩の説明に入らざるを得なくなりました。ここでは、まだ直接、荘園・公領制そのものの説明はしませんが、その説明の準備段階です。このあたりの説明は教える方もなかなかうまくいかず、毎回悩むところですし、聞いている人たちにとっても同じようにややこしいところですので、注意しましょう。）

中央の政治がこれまで述べたような、藤原氏の独占状態だったので、その影響は当然ながら地方政治に及んだ。8世紀から続いていた浮浪・逃亡をする人々の数は増加する一方で、9世紀には班田農民の階層分解が進み、有力な農民の中に「富豪^{ふごうのひやくしやう}百姓」とよばれる人々が生まれた。彼らは、牛馬・奴婢・稲を大量に集め、これをもとに私出挙（春に稲を貸し付け、秋に利息つきで回収する。私出挙はその利息が10割だから、事実上貸し付けというよりもボッタクリです）を行って周辺の弱小農民や没落農民をその支配下に置いた。政府の財政収入も班田農民の減少によって減っていく。政府は、こうした事態に対して勅旨田・官田^{くえいでん}・公営田を作った。しかし、こうした政府の対応はあまり効果がなかったようである。

◆勅旨田—8世紀以後、皇室の財政収入確保のため、勅旨（天皇の命令）によって院や宮などに与えた田

公営田—大宰府管内に置かれた国家の直営田

官田—畿内に置かれた国家の直営田

10世紀に入ると、戸籍・計帳による支配が不可能になっていく。そこで、藤原忠平政権は、国司に地方政治を一任し、これまでの各個人に課していた税収入（人頭税）をやめ、土地に課税することにした。国司は、公領を名（名田）に再編成し、その面積に応じて官物と臨時雑役を納めさせるように改めた。この名田の耕作を請け負う有力農民を田堵（たど）という。彼らは、能力に応じて名田を請作し、農業経営を行った。

◆官物—律令の租の系譜をもつもので、反別に主に米で賦課された。

臨時雑役—調庸の系譜を引くもの。人別または反別に特産品・手工業品・労役を賦課した。

11. 国司制の変化

地方政治を一任された国司は、その税率を引き上げ、私腹を肥やす者もいた。この時期の国司は、任期4年で、中下級の貴族であり、中央では出世ができない者たちであった。折角国司になっても、次の機会に国司に任命されるか否かは政府が決めることであり、国司在任中に儲けられるだけ儲けようとするのは仕方がないことでもあった。（しかし、こんな奴がいたら大変です。私利私欲で、税金取り放題の役人なんて！でも、それに近い奴は今でもいますよね。まったく、今も昔も変わってない）。

そこで、国司に再任されるために賄賂を贈り再任してもらう者もあった。賄賂とは私腹を肥やした収入の一部を宮中の行事や寺社の造営費などに寄付することである。このようにして国司の職を買うことを成功（じょうこう）といい、成功によって国司に再任されることを遙任（ようにん）という。遙任によって繰り返し国司に任命されるようになると国司は任国に赴任しなくなり、一族の者を目代（もくだい）として派遣する。こうなると現地では目代と現地の豪族から選ばれた役人＝在庁官人が実際の政治を行うようになる。国司が赴任しない国衙を留守所（るすじょ）とよぶ。

一方、国司として現地赴任する者もいた。源氏や平氏のように中央での出世をあきらめ地方に下った者たちや、私腹を肥やすために赴任する者である。後者の代表例としては、988年尾張国の郡司・百姓らに訴えられた藤原元命や『今昔物語』に記された藤原陳忠（ふじわらのちんちゆう）などである。こうした無茶苦茶な政治を行う国司の悪政・非法を訴えることを国司苛政上訴闘争（くわしやうせいじょうしゆとうそう）という。訴えられたのは、何も彼らだけではなかったようだ。ちなみに、藤原元命は、国司を罷免された後、貴族社会で生涯を送っている。

◆受領とは、本来、新旧国司の間に行われた事務手続きのことをいったが、これが転じて実際に任国に赴いた国司の守（長官）を指すこととなった。

◆国司は以下のような手続きをふみ、任国に赴く

